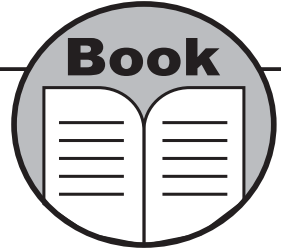


# こんにちは!

## 南部町立図書館です



～図書館は、赤ちゃんから大人の方まで誰でも気軽に利用できる施設です。～

### 特集コーナー

#### お父さん・お母さん大好き

お父さん、お母さんの本をたくさん集めました。6月19日の父の日にご家族で読んでみませんか。



#### 日本におけるドイツ年



今年は、「日本におけるドイツ年」です。グリム童話をはじめ、音楽や文化の本を紹介しています。

### 『おはなしドン』春の公演



去る4月23日(土)いこい荘では初の「おはなしドン」の公演が行われました。たくさんご来場いただき、楽しい会となりました。次回は夏に行う予定です。

### 朝の読書におじゃましています!

図書館ではボランティアの方と、毎週木曜日に西伯小学校の「朝の読書の時間」で本の読み聞かせをしています。熱心に聞き入る子ども達との楽しいひと時です。



### 一般書

## 新しく入った本

### 児童書

#### 文学

(ご紹介は一部です)

『家、家にあらず』  
松井今朝子

大名家の奥御殿に広がる世界の中で一人の娘が遭遇する不可解な事件。

- 『透明な旅路と』 あさの あつこ
- 『辰巳八景』 山本 一力
- 『ベジタブルハイツ物語』 藤野 千夜
- 『小説 盛田昭夫学校』 江波戸 哲夫
- 『ペンギンの憂鬱』 アンドレイ・クレコフ
- 『「恐怖の報酬」日記』 恩田 陸
- 『雨と夢のあとに』 柳 美里

#### その他

- 『くさいものにフタをしない』 小泉 武夫
- 『ドロシーおばさんの通じあう心』 ドロシー・ロー・ノルト / 和田 秀樹
- 『サンショウウオの明るい禪』 玄有 宗久
- 『奪還 終わらざる闘い』 蓮池 透
- 『ケントロウんちの食卓』 ケントロウ
- 『子どもの絵』で雑貨を作るう』 ピンクパールブランニング
- 『むかしのおしゃれ事典』 文学ファッション研究会

『美人の日本語』  
山本 景子

6月頃の「風待月」「蛭狩り」という言葉をご存知ですか? 四季折々に伝わってきた美しい日本語がしっとり味わえる本。

『晴れた日は  
図書館へいこう』  
緑川 聖司

図書館をめぐる人と本の物語。あなたももっと図書館に行きたくなりますよ。

- 『つるバラ村のはちみつやさん』 茂市 久美子
- 『津波! 命を救った稲村の火』 小泉 八雲
- 『ティーンパワーをよろしく』 エミリー・ロッダ
- 『時間をとめた生きものたち 栗林替ひみつの瞬間写真館』
- 『アレクセイと泉のはなし』 本橋 成一
- 『パパールの美術館』 ロラン・ド・ブリュノフ

### 休館日 カレンダー

※ ● は休館日・今日は31日が図書整理の日です。

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

# 人権談話室

## 自分をカエル見かたをカエル



こんな話がありました。

「同和問題に関する図書とビデオを買い」という電話がありました。私には必要ないと思っっているのですが、執拗に言われ、困っています。

皆さんはどう思われますか？

毅然とした態度で

もしこれが一般の図書やビデオの場合だったらどうでしょう。必要がないものであればきっぱりと断ることが最善です。前述の話の場合も同じように対応してください。同和問題の関係資料といわれたからといって、ことさらに考える必要はありません。誰にでも買う自由、買わない(断る)自由があります。買いたくないのなら毅然とした態度で断ればいいのです。断る理由を説明する必要もありません。あいまいな返事や「相談して返事をする」というような回答はかえって混乱や困難な状況を招きかねません。「これ以上かけてもらってもお話できません」とはっきり告げてください。

断ると「電話でわかってもらえないなら、今からそちらに行くぞ」などと

強い口調で脅してくる場合もあるかもしれませんが、ほとんどの場合、腹いせの捨てぜりふです。もしも押しかけてくるようなことがあれば、すぐに警察へ電話してください。これは悪質な行為として警察も追跡調査、取締りを行っています。

また、勝手に送りつけてくる場合も不当な行為ですので、受け取り拒否で送り返してください。代金を払う義務が無いのももちろん、返送費用も先方負担です。電話で強引に約束させられていたとしてもクーリングオフ制度で解約できます。クーリングオフの手続きなど詳細は、鳥取県立消費生活センター(米子コンベンションセンター四階 TEL二四二六四八、二四二六六八)へお問い合わせください。

### 差別意識を悪用した行為

このような同和問題を口実にした悪質な行為を「えせ同和行為」といいます。この言葉は、一九八六(昭和六一)年の地域改善対策協議会意見具申をもとに、法務省が作った行政用語で、「同和問題は怖い、関わりたくないという人々の誤った意識に乗じて、同和問題を口実にして不当な利益を要求した

り義務のないことを強要する行為」ということです。このような行為は差別意識を助長することになり、行政や人権団体、民間企業等が長年にわたって努力してきた教育・啓発の成果をくつがえすものです。

この悪質な行為をしている団体を「えせ同和団体」といいますが、部落差別の解消や人権確立社会の実現のために真摯に取り組んでいる団体とは全く異なる団体です。実態が正確に把握されていない部分もありますが、全国に数千団体あるともいわれています。団体に「同和」を含み、「全国」とか「日本」と冠していても、実態は数名で活動し、同じグループが複数の団体名を名乗っていたという報告もあります。

一九九九(平成十一)年九月に岡山で紳士服販売会社の社長らが逮捕されました。彼らは同和団体を名乗って書籍を販売していたのです。冒頭陳述書によれば、図書は一冊八万五千円で、年商は十二億円にものぼっていました。その二ヶ月前には、千葉でも男二人が訪問販売法違反で逮捕されています。彼らは「同和事業 協会」と名乗り、一冊五万円の図書を二冊セットで売りつけ、断る人には「支部の若い者がおしかける」と脅迫していました。

これらの図書の内容は行政の公文書・啓発資料や正当な運動団体発行の論文・記事などをコピーしただけのもので、真摯に問題の解決に取り組んでいる人や団体が、このような粗悪な内容の物の購入を強要・脅迫したり、内容に見合わない法外な金額を請求したりすることはありえません。

### 差別解消の取り組みを正しく知ろう

「えせ同和行為」として報告されている事例としては、①図書等物品購入の強要②協力業者(下請け)への参加強要③寄付金・賛助金の強要④示談金の強要・不当な介入⑤融資の強要・不当な介入⑥機関紙等への広告掲載の強要などがあります。

手口として、①執拗に電話をかけてくる②同和問題への理解をたずね、追及する③責任者に会わせることを要求する④政治家との関係をほめめかす⑤大声で威嚇する⑥官公庁の紹介だと言ふなどですが、いずれもあわてず、冷静に対応することが肝心です。「とりあえず購入してしまえば関わりを断るのでは」などと考え、相手の要求を受け入れてしまうことは、次の被害を生み出すだけでなく、差別意識を温存・助長することにつながります。

なによりも同和問題を正しく理解し、真摯に部落差別の解消に取り組んでいる人々、団体の活動を正しく知ることが、このような悪質な行為をはね返す力となり、同和問題・人権問題の解決を促進することになります。

参考: 『人権相談ハンドブック 暮らしに役立つQ&A』 ニューメディア人権機構 編(解放出版社)